

資格認定要領の改正等について（J R 四国）

1. 講習会受講申込書等について

① 医学適性検査の判定基準の改正について

(1) H30.8.1 以降の講習から「色覚」においては、「色神正常であること」から「赤色、青色及び黄色が識別できることを正常とする」に改正します。

(2) H28.4.1 以降の講習から「矯正視力の場合は、常用眼鏡による視力が各眼 1.0 以上のもの」が「矯正視力の場合は、常用眼鏡による視力が各眼 0.7 以上のもの」に改正されました。

なお、「1 眼 1.0 以上他眼 0.5 以上」の基準は、裸眼の場合のみ適用となります。

② 第 2 号様式（受講者履歴及び技術経歴書）の作成について

(1) 工務部長認定、又は J R 他社の資格で継続講習を受講する場合を除き、継続講習の申請の際に当該資格の認定証のコピーを添付することで第 2 号様式は不要とします。

(2) 技術経歴が必要な資格の新規講習を受講する場合に、失効して 1 年未満の当該資格の認定証のコピーを添付することで技術経歴欄の記載は省略できます。

(3) 本人確認欄は、記載内容を受講者本人が確認して、自署サインして押印してください。

2. 運転適性検査の受検について

運転適性検査の受検を要する資格を複数所持している資格者が、運転適性検査の有効期間内において、下記の資格継続時に受検することで、他の資格継続時の受検を省略することができるようになりました。

- ① J R 四国の工事管理者、軌道作業責任者、列車見張員又は列車見張員（限定）の資格者はそれぞれの講習時に運転適性検査受検し、特殊運転者（M C）又は特殊運転者（軌陸）の講習では申請により運転適性検査（クレペリン）の受検を省略できる。申請の際に工事従事者等認定証（直近の運転適性検査の合格日が分かるもの）のコピーを添付する。
- ② J R 四国の工事管理者又は軌道作業責任者の資格者で列車見張員（限定）（65歳以上）を申請により資格を保有している場合は、列車見張員（限定）の継続及び更新時に毎年受検するので、工事管理者又は軌道作業責任者の講習では申請により運転適性検査（クレペリン）の受検を省略できる。申請の際に工事従事者等認定証（直近の運転適性検査の合格日が分かるもの）のコピーを添付する。
- ③ J R 四国の線路閉鎖工事監督者、又は保守用車工事監督者の資格者（満65才以上）で毎年運転適性検査を受検している場合は、工事管理者又は軌道作業責任者の講習では申請により運転適性検査（クレペリン）の受検を省略できる。申請の際に工事従事者等認定証（直近の運転適性検査の合格日が分かるもの）のコピーを添付する。
- ④ 運転適性検査が必要な新規講習では、J R 四国の工事管理者又は軌道作業責任者の資格者が特殊運転者（軌陸）を受講する場合を除き、運転適性検査（クレペリン及びNR）を受検する。

なお、受講者の錯誤により運転適性検査を受検しなかった場合は不合格になるので注意してください。また、運転適性検査不合格の場合は、従来どおり、保有している運転適性検査が必要な他の資格は、別途受検して合格するまでの間は、一時的に失効します。

3. 特殊運転者（軌陸）について

軌陸両用車を軌道上で運転する場合に特殊運転者（軌陸）認定証を有する者でなければ運転できません。なお、保守用車工事監督者又は特殊運転者（MC）認定証を保有する者は、上位資格として特殊運転者（軌陸）認定証を有する者とみなされます。

軌陸両用車の軌道上の運転について

- ※1 工事用重機械を装備していない軌陸両用車（例：三転ダンプ）を軌道上で運転し作業を行う場合は、分岐器の通過の有無にかかわらず特殊運転者（軌陸）の資格が必要です。
- ※2 工事用重機械を装備した軌陸両用車（例：オンレールバックホー等）で分岐器の通過を伴う（保守用車使用扱い）作業を行う場合は、重機械運転者と特殊運転者（軌陸）の両方の資格が必要です。分岐器の通過を伴わない場合（線路閉鎖工事扱い）は、により重機械運転者の資格のみで作業を行うことができます。
- ※3 三転ダンプの運転には、普通（中型）自動車免許証以上が必要です。
- ※4 オンレールバックホー等の運転には、道路交通法に定める運転免許証及び安衛法に定める運転免許、技能講習修了証、特別教育修了証、並びに重機械運転者認定証が必要です。
- ※5 工事管理者、軌道工事管理者、軌道作業責任者認定証を有する者（JR四国での受講者に限る）は、特殊運転者（軌陸）の講習受講は必要ですが運転適性検査及び学力検査が免除されますので、申請の際に工事管理者等認定証のコピーを添付してください。
- ※6 資格者が所属する会社は、軌陸両用車の構造、載線、離線、走行、異常時取り扱いについて0.5日程度の社内教育を行う必要があります。

4. 保安要員の保安講習について

列車見張員等及び列車見張員（限定）等の保安講習は、従来、請負会社講習会（四国開発建設安全衛生協力会が開催）として実施していましたが、平成24年2月実施の列車見張員（限定）等講習会から、日本鉄道施設協会に委嘱され開催することになりました。改正の概要は、下記のとおりです。

※1. 受講資格は、従来と同じです。認定証の有効期間が従来の1年から3年に延伸され、1年毎に更新講習の受講が義務付けられ、受講しない場合は失効することとなりました。

（受講例）

新規 ⇒ 更新 ⇒ 更新 ⇒ 継続 ⇒ 更新 ⇒ 更新 ⇒

※2. 新規及び継続講習では、医学適性検査、運転適性検査、学科試験を行います。更新講習では※3. の場合を除き講習のみとなります。

※3. 列車見張員（限定）等講習において講習日当日において満65歳以上70歳未満の者は、医学適性検査及び運転適性検査を行います。

※4. 工事管理者、軌道工事管理者又は軌道作業責任者資格（ただし有効期間内のものに限る）を有し、満65歳を超えて列車見張員（限定）として従事する場合は、事前に列車見張員（限定）等認定証を申請してください。申請条件は、心身ともに健全で、講習日当日において満70歳未満の者です。

※5. 列車見張員等新規資格者及び列車見張員（限定）等新規資格者が所属する会社は、別途、列車見張員の有資格者（実務経験者）の下で技能訓練を1.0日以上受講することを行う必要があります。なお、列車見張員（限定）、列車見張員の实務経験者がある場合、技能訓練は不要です。

※6. 列車見張員（限定）等新規受講者は、講習2日目に0.5日の模擬技能訓練を行います。列車見張員の服装及び列車防護用具（信号炎管、信号旗（赤白）、合図用具（呼笛）、時計）を持って参加してください。

5. 安全教育（10条教育）について

安全教育（10条教育）は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（H13.12国土交通省令第151号）第10条（係員の教育及び訓練等）に基づく教育及び訓練です。

JR四国工務部より日本鉄道施設協会に、平成23年度実施のものから、JR四国管内で業務を行う工事従事者の安全教育（10条教育）の委嘱を受けました。工事従事者のうち、下記係員については、過去概ね1年毎に「**安全教育（10条教育）**」を**毎年受講**していなければ、当該係員として従事できなくなります。

1. 「列車等の運転に直接関係する作業を行う係員」
 - 線路閉鎖工事監督者
 - 保守用車工事監督者
 - 踏切警備員
2. 「施設及び車両の保守その他これに類する作業を行う係員」
 - 工事管理者
 - 軌道工事管理者

日本鉄道施設協会で安全教育（10条教育）を受講した場合、工事管理者等資格認定証に「10条教育受講済み」等の押印を行い、監督員等が容易に受講確認できるようになります。

受講の確認の方法の例

- ① 工事管理者等の継続取得者の場合
H27年度中に10条教育を受講していることを確認して、H28年度に工事管理者等として従事できる。
H28年度にも10条教育を受講していることを確認できることが望ましいが、毎年受講を義務付けているため確認は必要に応じて行う。
- ② 工事管理者等の新規取得者の場合
H28年度に10条教育を受講していることを確認して以降に、H28年度に工事管理者等として従事できる。